

岩手県人事委員会告示第2号

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、令和8年4月21日から施行する。

令和8年4月20日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

改正前	改正後
<p>1 行政職給料表</p> <p>[略]</p> <p>備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>1 行政職給料表</p> <p>[略]</p> <p>備考1 知事の事務部局に置かれる<u>知事部局付</u>、部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	